

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

法令名	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行令	根拠条項	資料番号 6-2、9-1、9-4	担当課 不利益処分の種類	業務衛生課 振興計画の認定の取消し
○生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行令（抄）（昭和32年8月31日号外政令第279号）					
（振興計画の変更等）					
第六条 組合又は小組合は、法第五十六条の三第一項に規定する認定を受けた振興計画の変更をしようとするときは、変更後の当該振興計画が振興指針に適合し、かつ、前条に規定する基準に該当するものとして適當である旨の厚生労働大臣の認定を受けなければならない。					
2 厚生労働大臣は、法第五十六条の三第一項に規定する認定を受けた組合又は小組合が当該認定を受けた振興計画（前項に規定する変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に従つて振興事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。					
（都道府県が処理する事務）					
第九条 法第九条第一項、第十一条及び第十二条（これらを法第十四条の十第三項において準用する場合を含む。）、第十四条の二第一項及び第三項、第十四条の十第一項、第十四条の十二（法第五十二条の十第一項において準用する場合を含む。）、第二十四条第一項並びに第二十八条第三項及び第五項（これらを法第五十二条の十第一項において準用する場合を含む。）、第四十二条（法第三十八条第五項、第四十九条第六項、第五十二条及び第五十二条の十第一項において準用する場合を含む。）、第五十条第二項、第五十二条の二及び第五十二条の三（これらを法第五十二条の十第一項において準用する場合を含む。）、第五十二条の四第一項、第五十二条の七第三項、第五十六条の三第一項及び第四項、第五十六条の六第一項並びに第六十条第一項、第四項及び第五項並びに第六条に規定する厚生労働大臣の権限に属する事務は、都道府県知事が行うこととする。ただし、法第九条第一項、第十一条及び第十二条（これらを法第十四条の十第三項において準用する場合を含む。）、第十四条の十第一項、第十四条の十二並びに第五十六条の六第一項に規定する厚生労働大臣の権限で別表第七号及び第八号に掲げる業種に係るもの、法第五十二条の二及び第五十二条の三に規定する厚生労働大臣の権限で生活衛生同業組合連合会に係るもの並びに法第六十条第一項に規定する厚生労働大臣の権限で生活衛生同業組合連合会及び全国生活衛生営業指導センターに係るもの）を除く。					
4 都道府県知事は、第一項本文の規定に基づき、法第五十六条の三第一項の規定により振興計画の認定をしたとき、第六条第一項の規定により振興計画の変更の認定をしたとき、又は同条第二項の規定により振興計画の認定を取り消したときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、厚生労働大臣に報告するものとする。					